

資料6 標準協定書

奈井江町地域交流センターの指定管理業務に関する基本協定書 (標準協定書)

奈井江町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、奈井江町地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）における指定管理者の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）に関し、奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第1号。以下「指定手続条例」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、地域交流センターを適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(指定期間)

第2条 本協定の期間は、乙が指定管理者に指定された期間である平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(事業年度)

第3条 指定管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理の基準及び指定管理業務の範囲)

第4条 乙は、本協定、奈井江町地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第32号。以下「設置条例」という。）及び奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例並びに関係法令等のほか、奈井江町地域交流センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び乙が甲に提出した奈井江町地域交流センター指定管理業務事業計画書（以下「計画書」という。）に従い管理運営を行わなければならない。

(管理費用)

第5条 甲は、乙に対して指定管理業務に係る費用（以下「管理費用」という。）を支払うものとし、各年度の管理費用及び支払方法については、甲と乙が別に

締結する年度協定において定めるものとする。

（利用料金）

第6条 地域交流センターの利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

- 2 乙は、設置条例第7条第2項の規定により、あらかじめ甲の承認を得て利用料金の額を定めるものとし、利用料金の額を変更しようとする場合も同様とする。

（事業報告等）

第7条 乙は、毎月、地域交流センターの管理運営に関する次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、翌月20日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況
 - (2) 利用状況
 - (3) 利用料金の収入実績
 - (4) 利用者等からの苦情等の内容及びその対応状況
 - (5) その他甲が指示する事項
- 2 乙は、指定手続条例第11条に規定する事業報告書を作成し、第3条に規定する事業年度終了後4月30日までに甲に提出しなければならない。
 - (1) 管理運営業務の実施状況
 - (2) 利用状況並びに利用拒否の状況及びその理由
 - (3) 利用料金の収入実績
 - (4) 管理経費等の収支状況
 - (5) その他甲が指示する事項
 - 3 前2項の報告書の書式及び記載事項は、甲が別に定めるものとする。
 - 4 乙は、団体（共同企業体の場合にあつては、構成団体すべて。以下同じ。）の決算が確定したときは、当該団体に係る前事業年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録（会社以外の団体にあつては、これに類する書類）を速やかに甲に提出しなければならない。

（帳簿等の整備保管）

第8条 乙は、次に掲げる帳簿等を整備し、これらを指定期間が終了した日の翌日から1年を経過するまで保管しなければならない。

- (1) 金銭出納簿その他の経理書類
- (2) 指定管理業務に関する事業報告書及び収支決算報告書
- (3) 甲が別に指定する書類

（利用者意見の聴取、自己評価等）

第9条 乙は、利用者からの意見の聴取、意見等の原因及び対応方策の検討及び検証、自己評価、その他の方法により自己の管理運営業務を検証し、改善に努めなければならない。

（調査、報告等）

第10条 甲は、必要がある場合には、乙の指定管理業務の実施状況について、随時に調査、必要な報告並びに資料等の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による調査、報告及び資料等の提出を拒むことができない。

（改善の指示）

第11条 甲は、第7条及び前条の規定に基づく報告及び調査の結果、実施した指定管理業務の内容が本協定、募集要項及び計画書等に適合しない場合は、乙に業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わなければならない。

（指定の取消し及び指定管理業務の停止）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定手続条例第10条の規定により、乙に対して指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定手続条例第9条の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 指定手続条例第9条の規定による指示に故意に従わないとき。
- (3) 設置条例又は本協定の規定に違反したとき。
- (4) 指定手続条例第2条第2号の規定により明示する申込資格を失ったとき。
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 団体の経営状況の悪化等により指定管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合等、当該指定管理者に指定管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 指定管理業務が行われないうとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消された場合は、同時にこの協定も効力を失うものとする。この場合においては、指定を取り消された日から30

日以内に、第7条第2項に規定する事業報告書を甲に提出しなければならない。

（暴力団排除措置による指定の取消し等）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対して指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 暴力団であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（管理費用の返還等）

第14条 乙は、第12条及び第13条の規定により、指定を取り消し、又は期間を

定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、甲の請求により管理費用の全部若しくは一部を返還しなければならない。

- 2 甲は、第12条及び第13条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の一部若しくは全部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失等が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第15条 乙は、本協定及び年度協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（委託等の制限）

第16条 乙は、指定管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- 2 乙は、あらかじめ甲の承諾を受けた場合に限り、指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 3 甲は、乙が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合は、乙に対して業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 乙が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙が負担するものとする。

（緊急時の対応）

第17条 乙は、指定期間中、指定管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

- 2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報するとともに、次に掲げる事項を記載した報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 当事者の氏名等
- (2) 事故の概要等
- (3) その他甲が指示する事項

- 3 前項の報告書の書式及び記載内容は、甲が別に定めるものとする。

- 4 乙は、緊急事態が発生した場合、甲と協力してその原因調査に当たらなければならない。

（苦情処理）

第 18 条 乙は、指定管理業務の遂行に関し、利用者等から要望、意見及び苦情（以下「要望等」という。）があった場合は、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住民等からの要望等の内容が指定管理業務の範囲又は指定管理者の権限を越える事項に関する場合、その他乙が単独で対処することが困難である場合は、速やかに、当該要望等の内容を甲に報告し、甲の指示に従って対処するものとする。

（損害賠償）

第 19 条 乙は、本協定に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、指定管理業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、乙に対して賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

[共同企業体の場合]

- 4 乙の構成員は、共同連帯して指定管理業務を実施するものとし、本協定上の債務は、構成員が連帯してその債務を負担するものとする。

（リスク分担）

第 20 条 指定管理業務の遂行において、甲乙間の責任及び当初には予期しない事態が発生した場合の費用負担（以下「リスク分担」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義のある場合又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議の上、当該事態に係るリスク分担を決定するものとする。

（燃料費等の精算）

第 21 条 事業年度期間に乙が支出した燃料費（灯油に限る）及び電気料（以下「燃料費等」という。）の精算及び管理費用の変更は次のとおり行うものとする。

- （1）燃料費の精算は、事業年度開始当初の月における町契約単価と事業年度期間における町契約単価の平均額との差額が増減率 10%を超えた場合

に行うものとする。

- (2) 電気料の精算は、乙がこうに提出した収支計画書における積算単価（北海道電力の約款に記載されている単価）と事業年度期間における平均単価（積算単価に用いた北海道電力の当該契約種別の約款単価をいう。）との差額が、増減率 10%を超えた場合に行うものとする。
- (3) 前 2 号の精算方法は、増減率 10%を超えた分の燃料費等の単価に、乙が収支計画書において積算した数量を乗じて精算額を算出するものとし、増加分は甲が乙に補てんを行い、減少分は乙が甲に返還するものとする。
- (4) 燃料費等の精算額の支払等の方法は、次のとおりとする。
 - ア ウに定める場合を除くほか、毎事業年度の末日までに計算を完了し、当該事業年度の精算額を翌事業年度において支払う。
 - イ アで計算した精算額により、翌事業年度の管理費用の変更を行うものとする。
 - ウ 最終事業年度の場合は、1 月末時点における単価により計算し、当該年度内に支払うものとする。

（施設等の維持補修）

第 22 条 乙は、故意又は過失により施設又は設備を毀損滅失した場合は、甲との協議により、自己の費用で当該施設又は設備を修繕し、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に該当する場合のほか、施設又は設備の修繕については、当該修繕に要する費用（見積額又は実績額のうち低い方の額とする。）が 1 件につき 50,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下本項において同じ。）以下のものについては乙がそれぞれ自己の負担において実施するものとし、50,000 円と超えるものについては甲と協議の上、甲が負担する。この場合において、修繕に要する費用の多少にかかわらず、修繕の要否について事前に町と協議すること（事前の協議がない場合は、指定管理者が独自に実施したものとして、年間基本額の精算又は町の負担の対象とはしないものとする。）。
- 3 乙が実施する当該修繕に要する費用の実績額が 1 年間で 500,000 円を超過又は下回る場合は、次のとおり精算を行うものとする。
 - (1) 事業年度中に乙が支出した修繕費用の実績額が 500,000 円を下回り、余剰金が発生した場合は、乙は余剰金を翌事業年度に繰越して修繕料留保金として管理する。
 - (2) 事業年度中に乙が支出した修繕費用の実績額が 500,000 円を超過し、不足額が発生した場合は、翌事業年度に甲から乙へ不足額を補てんする。

- (3) 事業年度中に不足額が発生した時点で、第1号の規定により繰越された
余剰金がある場合は、不足額に余剰金を振り替えて相殺する。
 - (4) 最終事業年度の不足額又は余剰金の精算は、指定期間の満了をもって計
算し、その後、不足額が生じた場合は町から指定管理者へ、又は余剰金が
生じた場合は指定管理者から町へ、支払うものとする（支払は、指定期間
が満了した後となる。）
- 4 前項の規定にかかわらず、施設又は設備の管理上必要な修繕に関する管理特
別な事情があると認められる場合は、甲乙の協議の上、実施するものとする。

（乙による施設等の改修）

第23条 乙は、指定管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として、乙の負担
及び責任により施設又は設備の改修を行う場合は、あらかじめ甲の承諾を得な
ければならない。

（備品の管理等）

- 第24条 乙は、指定管理業務の用に供するため、管理物品（以下「備品」という。）
を管理する。
- 2 乙は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。
 - 3 乙は、指定期間中、備品を指定管理業務遂行のためにのみ使用するものとし、
第三者に権利を譲渡し、又は地域交流センターでの利用以外の目的で貸与して
はならない。
 - 4 乙は、故意又は過失により備品を毀損滅失した場合は、甲との協議により、
必要に応じて甲に対しこれを弁償又は当該備品と同等の機能及び価値を有する
備品を購入又は調達しなければならない。
 - 5 備品が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供することができなくなっ
た場合は、甲乙協議の上、必要に応じて当該備品を修繕又は購入若しくは調達
するものとする。
 - 6 前項の修繕は、第22条第2項の規定に準じて行うものとする。
 - 7 第5項の購入又は調達が管理費用の範囲内で実施したとみなすことができる
場合は、当該購入又は調達は乙の負担において実施するものとする。
 - 8 乙は、前項の規定により購入又は調達した備品を甲が示す備品台帳に登載し
なければならない。
 - 9 第5項の規定にかかわらず、特別な事情があると認められる場合は、甲乙協
議の上、当該備品の修繕又は購入若しくは調達を実施するものとする。
 - 10 第4項、第5項及び第7項の規定により、乙が購入又は調達した備品は、甲

に帰属する。

（乙による備品の購入等）

第 25 条 乙は、前条に定めるもののほか、乙の負担により乙の所有に属する備品を購入又は調達した場合、甲が示す備品台帳とは別に管理し、その備品は乙に帰属する。

2 前項の規定により乙が購入又は調達した備品は、指定期間満了に際し、乙が自己の責任及び費用において撤去するものとする。ただし、施設の管理運営に必要と認められる物品については、甲乙協議の上、指定期間の満了後に甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

（業務責任者等の報告）

第 26 条 乙は、指定管理業務を管理監督する責任者（以下「業務責任者」という。）及び従事する職員（以下「職員」という。）を定め、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務責任者及び職員に異動が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（緊急の避難等の場所としての使用）

第 27 条 乙は、甲から住民等の緊急の避難等（救助及び救援を含む。以下同じ。）の場所として地域交流センターを使用する旨の通知があった場合は、その使用を優先するとともに、避難等に関して甲に協力するものとする

（個人情報保護等）

第 28 条 乙は、奈井江町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 9 号。以下「保護条例」という。）の規定により、指定管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の自己の防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、保護条例に基づき、甲を通じて保有個人情報の開示若しくは訂正の請求又は是正の申し出がなされた場合は、速やかにこれらに応じなければならない。

（秘密の保持）

第 29 条 乙は、指定管理業務の実施に伴い知り得た秘密を第三者へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、指定管理に従事する期間及び従事しないこととなった以後の期間において、知り得た秘密を第三者へ漏らし、又は他の目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（奈井江町行政手続条例の適用）

第 30 条 乙は、施設の使用許可等の手続について、奈井江町行政手続条例（平成 9 年条例第 4 号）の規定により処理しなければならない。

（文書の公開）

第 31 条 乙は、指定管理業務の実施に関して、乙が保有する文書の公開に努めなければならない。

- 2 奈井江町公文書公開条例（平成 9 年条例第 42 号）に基づき、甲を通じて指定管理業務の実施に関して保有する文書の開示等の請求があった場合は、乙は、速やかにこれに応じなければならない。

（原状回復）

第 32 条 乙は、指定期間が終了したとき、又は指定を取り消されたときは、自己の責任及び費用において、甲が指定する期日までに、施設の土地、建物及び設備を原状に回復し、備品以外の動産を取り片付け、又は撤去し、甲及び甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者として指定された場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定にかかわらず、甲の承認を得た場合には、乙は施設の原状回復の全部又は一部を行わずに、別途甲が指定する状態で甲及び甲が指定する者に対して施設を引き渡すことができるものとする。

（事務の引継ぎ）

第 33 条 乙は、指定期間が終了したとき、又は指定を取り消されたときは、甲の指示に基づき、甲及び甲が指定する者に対して、遅滞なく指定管理業務の引継ぎを行うものとする。ただし、乙が引き続き指定管理者として指定された場合は、この限りでない。

（指定管理者の構成員の変更）

第 34 条 乙は、指定管理者の構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、事前に甲の承諾を得なければならない。

（変更の届出）

第 35 条 乙は、指定管理者の指定申込において提出した書類（業務計画書及び収支計画書を除く。）に変更があった場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

（協定の変更）

第 36 条 指定管理業務に関し、指定管理業務の前提条件や内容に変更があった場合、又は特別な事情が生じた場合は、甲乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義等の決定）

第 37 条 この協定に関し疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 空知郡奈井江町字奈井江 1 1 番地
奈井江町
奈井江町長

乙

(別表) リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		町	指 定 管理者
物価変動（燃料費・電気料は除く）	人件費物品費等、物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
不服申立	指定管理者が行った公の施設を利用する管理に関する処分への異議申し立て	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	協議事項	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
書類の誤り	仕様書等自治体が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

種 類	内 容	負 担 者	
		町	指 定 管理者
資金調達	経費の支払い遅延（町→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
備品の更新	指定管理者の管理瑕疵に基づく備品の更新		○
	指定管理者の管理瑕疵に基づかない備品の更新	協議事項	
施設・設備・物品の修繕	1件につき50,000円以下の修繕		○
	1件につき50,000円を超える修繕	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○